

研修申込前チェックシート（必ず事前にご確認ください）

（１）最初に

- ☐ 就農する際に、**希望する農地を取得できるとは限りません。**
- ☐ 国・道及び岩見沢市の研修制度や助成制度は、改正されることがあります。
- ☐ 就農後は、就農状況等について、所定の報告をしなければなりません。
- ☐ 就農時の年齢が 45 歳未満（農業に 3 年以上従事していた場合などは 50 歳未満）で、農業経営者になることに強い意欲を持っている方が支援の対象となります。
- ☐ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

（２）研修期間等について

- ☐ 見極め体験研修期間については原則 4 月から 9 月までの 6 か月間としますが、状況に応じて変更する場合があります。
- ☐ 見極め体験研修は、研修生自身に農業への適性等を見極めて頂くものですが、**受入農家側からも見極めてもらう期間でもあるので、必ずしも『実践的研修・就農準備』に移行できるとは限りません。**
- ☐ 見極め体験研修後に、市内農業関係者で構成する岩見沢市新規就農サポートセンター会議（以下サポートセンター会議）で次の段階『実践的研修・就農準備』に進むことができるかを所定の面接等の審査を行い、判断させていただきます。**判断の結果、新規就農をお断りすることがあります。**
- ☐ 受入農家の作業状況によっては、他の農家に研修先が変わる場合があります。

（３）研修期間中の賃金・待遇等について

- ☐ 賃金等について
 - ・賃金：時給 1, 0 7 5 円（休憩時間 1 時間は時給計算に含みません）
 - ・交通費：支給なし
 - ※『実践的研修・就農準備』に移行しなかった場合でも、賃金の返還義務はありません。
- ☐ 基本的には、日曜定休、8 ～ 1 7 時の週 5 日以上勤務としていますが、天候や農作業の生育状況により、変更する場合があります。
 - ※農繁期や、天候や農作業の生育状況によっては、連続した研修（休日勤務など）もあります。
- ☐ あくまでも立場は研修生であること
 - ・正社員待遇ではないため、研修期間中に関しては、被用者保険（厚生年金、労災保険、雇用保険、健康保険等）は加入になりません。
- ☐ 傷害保険の加入が必須となること
 - ・万が一のケガ等に備えた保険については、自ら加入して頂くことが研修を受ける条件となります。なお保険料に対し一部助成（北海道農業公社）される場合があります。